

# Voters

No. 14

2013年6月25日発行

特集

## 参議院選挙

- 参議院選挙の意義（中島 勝） 4
- 被災地から考える参議院選挙（河村 和徳） 6
- 選挙が百倍おもしろくなる！（夏野 剛） 8
- ネット選挙解禁で政治はより難しくなる（永久 寿夫） 10
- 政治を劣化させないために（橘 忠士） 12
- 政治への無関心はいけない（土橋 照之） 13
- 若者の力で未来の街を良くするために！（内藤 佐和子） 13

巻頭言 憲法改正問題と投票率問題（佐々木 毅） 3

報告 明るい選挙参院選全国フォーラム 14

コーナー 情報フラッシュ 16

コーナー 名言の舞台 18

コーナー 海外の選挙事情 マレーシア総選挙 19

新連載 オランダの  
シティズンシップ教育(1) 20

連載 早わかり「政治学」(6) 22

報告 第46回衆議院議員総選挙  
選挙に関する有権者の意識調査 24



財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



「何ができるのか」  
「何をしてはいけないのか」



ポイントがひと目でわかる!

ひと目でわかる!  
すぐに使える!

# インターネット選挙運動の ポイントと活用法

弁護士 高垣勲

株式会社リッチオール  
代表取締役

栗原亨 [著]

2013年6月刊 B5判2色刷 100頁(予定) 定価1,470円

- ネットでの活用方法を画像とともに紹介し、すぐに活用できる具体的な4つのステップを提案。
- 改正法とガイドラインをさらに分かりやすく解説。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>  
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061

(価格は税込)

近日発刊!

来たる参議院選挙に向け  
いち早く内容大改訂!

## 公職選挙法令集 平成25年版

選挙制度研究会 編

A5判・2,100頁(予定) 定価5,670円(税込)(本体5,400円)

- Point 1 改正公選法(ネット選挙解禁・成年後見人制度)対応
- Point 2 「公職選挙法」「施行令」を上下二段対照方式で登載し、委任規定が一目でわかる
- Point 3 「公職選挙法」には関係法令の条項数を収録した〔参照〕付
- Point 4 インデックスシール付

## 参議院議員通常選挙における 投票事務チェックノート 平成25年執行

選挙管理研究会 編

A5判・104頁(予定) 定価420円(税込)(本体400円)

参議院選挙にあわせて発行する投票管理者、投票立会人の事務マニュアル

- Point 期日前投票に関する解説とチェックリスト200項目を追加

ご予約受付中



第一法規

検索

CLICK!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

ご注文はWEBからも承ります。

☎ Tel. 0120-203-694

☎ Fax. 0120-302-640

# 憲法改正問題と投票率問題

財団法人明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅



今度の参院選には多くの注目点がある。かつてなかったほどの盛り上がりを見せる改憲論議は、その中で最も注目されるポイントの一つである。それも96条の憲法改正手続きの改正が提起されている点で、従来の改憲論議とは違った色彩を持っている。

そうした中で改正手続きへの関心とそれをめぐる疑問が出されている。それは憲法改正を発議する権限を持つ国会の政治的基盤、端的に言えば、憲法改正を発議する衆院選、参院選の国民的基盤に関わる問題である。国民的基盤については差し当たり二つのことが念頭に思い浮かぶ。

第一は、これらの選挙において一票の格差がきちんと是正されているかという点である。この3月、昨年の衆院選をめぐるこの問題についての一連の高裁判決があり、周知のように違憲判決などが相次いだ。この問題は、憲法改正手続きと結びつけて考えるとその意味合いは更に違って来る。衆院については事後的に不均衡を是正する法案が審議されているが、今度の参院選における一票の格差は衆院のレベルにも遠く及ばない水準にある。衆院選についての最高裁の判断はこれからであるが、参院選についても同様の訴訟が提起されるのは確実である。そして、憲法改正が現実に提起され、特に、改正手続きが話題の中心になるとすれば、これと一票の格差問題を切り離すのはかなりの無理があることになりはしないか。今回の参院選はこうした難しい問題を考えざるを得ない選挙になりそうである。

第二は、明るい選挙推進協会の常に念頭にある投票率の問題である。従来、参院単独選挙の投票率は決して高くなく、5割を割ったこともあった。今回は大丈夫であろうか。明推協がその臨時啓発活動を通して投票率の向上のために

今回も大いに尽力するのは言うまでもないが、正直なところ、全く心配がないとは言い切れない。実際、一票の格差が大きく、その上、投票率が低いということであれば、そうした中で選ばれる人の代表性は「乏しい」と言わざるを得ない。その上、憲法改正の際の国民投票の投票率が低いことにでもなればどうしたらよいかという議論が出てくるのは容易に予想される。現にある自治体の住民投票をめぐるこの種の議論が巻き起こっている。

要するに、憲法改正論議、特に、その手続きに関する論議は、結果として、一票の格差問題や投票率問題に新たな光を当てることになった。これがここで指摘したい論点である。投票率については、これまでは驚くほど低い選挙であっても、有効投票数を唯一の基準として投票結果の有効性を担保する制度が受け入れられてきた。つまり、投票しなかった人の意向はカウントする必要がないという制度を採用し、それと並行して投票率を上げる運動によってこのギャップを埋めようとする事で全体のバランスをとろうとしてきた。その意味で明推協の活動は重要な戦略的な意味を持っていたと考えられる。

普段の選挙ではこの仕組みに格別強い異議を唱えない人々も、憲法改正ともなればいくら投票率が低くても構わないという議論には異論を持つ人は珍しくない。96条の国会での発議について「総」議員の3分の2と定めていることに、こだわる人もいる。日本の公職選挙法は投票率の低下に対する制度的な歯止めを持っておらず、選挙市場の空洞化を温存しかねない側面を持つ。どうすべきかをここで論ずるつもりはないが、この際、改めて投票率問題が直面している課題を広い視点から共有したいものである。

## 参議院選挙の意義

政治評論家 (元NHK解説委員長) 中島 勝



## はじめに

3年ごとに行われる参議院の通常選挙は、時の政権に対する中間評価の意味があります。今回は総選挙で自民党が圧勝し民主党が惨敗して政権が交代するという大きな変動があってから半年余りで迎える選挙ですから、有権者がこの政権交代をどう評価するかが示されることになります。去年の総選挙では民主党への失望、経済の長期低迷状態をなんとかしてほしいという切実な願いなどが有権者の投票行動に重大な影響を与えたと私は分析しています。総選挙で示された民意の大筋の流れが今回の参院選にも継続して見られるのか、それとも流れを修正する動きが現れるのか、夏の参院選の注目点です。選挙の争点としては安倍内閣が打ち出した経済政策「アベノミクス」の是非、安倍総理が意欲を示す憲法96条の改正問題などが浮上しています。自民と公明の連立与党にとっては非改選と改選議席をあわせて過半数の122議席を確保して国会の所謂「ねじれ」を解消することが第一の目標となっています。総選挙では残念ながら投票率が戦後最低を記録しましたが、今回はインターネット選挙運動の導入で選挙の投票率が上がり選挙の質も向上することが期待されています。

## 安倍内閣の経済政策が争点

安倍内閣は長引くデフレからの脱却を目指して、大胆な金融緩和と機動的な財政出動それに成長戦略の所謂「3本の矢」を柱とする経済政策を打ち出しました。世間では「アベノミクス」と称されて関心が集まっています。株式市場は久しぶりに活気を帯びた動きを見せ、為替の円安が進んだことから輸出産業が潤っています。こうした市場の動きが長い間抑えられていた賃

金の上昇につながるなら多くの国民の歓迎するところでしょうが、円安による輸入物価の上昇といったマイナス面も無視できなくなる心配があります。経済の状況を有権者がどう判断するか、とりまなおさず政権交代や安倍内閣をどう評価するかに直結すると思います。

けれども当面の経済政策に目が奪われて日本の政治が抱える難題の数々が選挙の争点から後景に押しやられることがあってはならないと思います。原発再稼働をどうするかなどの原子力政策、増え続ける国や地方の借金、社会保障改革、TPPへの参加問題などについて政党や候補者は積極的に争点とする努力を惜しまないでほしいと思います。政党や候補者が面倒な問題をなるべく争点化しないことを基本戦術とするような選挙だとしたら残念なことです。

## 憲法96条の改正

今回の参院選では、憲法96条の改正が争点の一つになっています。96条は憲法の改正手続きを定めていて、衆参両院それぞれで総議員3分の2の賛成で改正を発議して国民に提案して国民投票にかけ過半数の賛成で改正が決まるという内容です。安倍総理は、国会の発議要件を衆参それぞれの過半数に緩和することに意欲を示しています。96条に焦点が絞られている点がかこれまでの憲法改正論議と異なる具体性を帯びています。

そもそも改正手続規定自体を改正手続規定によって改めることの是非、国会の発議要件を過半数に緩和するという改正内容はどのような意味を持つのか、96条の改正を先行させる政治手法をどう評価するかなど大いに論じる必要があります。96条の改正はその先に具体的な憲法改正を見据えて主張されているのでしょうから、

その点に触れることも不可欠です。憲法9条を中心とする安全保障なのか道州制や首相公選制の導入など統治機構の改正なのか、目指すところを明らかにすることが必要でしょう。ことは憲法の根幹に関わることですから、各政党も候補者もこの問題を取り上げることが選挙に有利か不利かといった計算だけを判断材料にしないで、正々堂々と有権者に信念を吐露して欲しいと思います。

96条の改正に賛成している自民党と維新の会それに条件付きで賛成と見られる「みんなの党」などの勢力はすでに衆議院で議席の3分の2を占めていますから、この夏の参院選の結果、参議院でも3分の2の162議席占めると憲法改正問題をめぐる状況は新しい局面を迎えます。無論、自民党と連立を組む公明党の態度は96条の先行改正に慎重と見られますから、直ちに96条改正が具体化するかどうかは微妙ですが、ともかく96条の改正に賛成する勢力がどの程度の議席を占めるか今後の政治の展望と絡んで目が離せません。与党勢力の自民と公明が過半数を確保するかどうかとともに、自民・維新・「みんな」の3党が3分の2に届くかどうかも注目点です。

## || ねじれの行方

この参院選の結果で国会の「ねじれ」がどうなるかも重要な点です。自民・公明の連立与党は目下のところ参議院で過半数を持っていませんから、所謂「ねじれ」が続いています。連立与党は衆議院では議席の3分の2を超える圧倒的多数を持っていますから、仮に参議院で法案が否決されても衆議院で3分の2の多数による再議決で法案を成立させることが可能です。そうはいつでも再議決は手間がかかりますし、国会承認人事ではこの手が使えません。連立与党にとっては改選議席で19議席増やして参議院で過半数の122議席を確保することが同時に「ねじれ」の解消を意味します。「ねじれ」が続くか解消されるかで国会の全体状況がガラリとかわりますし、安倍内閣の安定度も格段に違います。

6年前を思い起こすと、当時安倍総理は大型連休直後に年金記録問題で猛烈な逆風に見舞われました。結局、参院選で惨敗して退陣に追い

込まれ、自民・公明の連立与党は参院で過半数を失って国会は「ねじれ」状態になりました。国会の「ねじれ」は与野党が割り切って大胆に妥協すればそれなりに打開の展望も開けそうなものですが、民主党政権時代やその前の自民政権時代の「ねじれ」では不毛な与野党の対立や決められない政治といったマイナスの側面が目立ちました。

国会の「ねじれ」を有権者がどう判断するか、参院選の投票行動を決めるにあたって無視出来ない要素になっていると見てよいでしょう。

## || 終わりにひとこと

最高裁は去年の判決で2010年に行われた参院選の選挙区の定数配分は違憲状態にあると断じています。そして「定数の一部の増減にとどまらず、都道府県単位を改めるなどしかるべき立法措置を講じ投票価値の不均衡を解消する必要がある」と踏み込んでいます。人口の少ない県が独自に選挙区を持つ仕組みでは定数の格差が避けられませんから、この判決は参議院の選挙制度の抜本改革を迫る厳しい内容でした。けれども国会は神奈川県と大阪府の定数を2人ずつ増やし福島、岐阜両県の定数を2人ずつ減らすという所謂4増4減の定数改正を実現させただけで、抜本改革は宿題となっています。

投票価値の平等を求める弁護士グループなどの活動は活発で、去年の総選挙をめぐっては各地の小選挙区で選挙無効の訴えが出され、一審段階の各地の高裁の判決で2件の選挙の無効判決が出る事態となっています。この夏の参院選でも投票価値の平等を求める立場から全国的に選挙無効の訴えが出されることが予想されます。投票価値の平等をめぐっては司法の判断は次第に厳しさを増しつつあるのが現状です。それに対して立法府である国会の対応は後手に回っています。

今回も大きな定数格差を抱えたまま参院選が行われますが、いずれそう遠くない時期に選挙制度の抜本の見直しは避けて通れない状況だと最後に指摘しておきます。

なかじま まさる 昭和15年生まれ、明るい選挙推進協会理事

# 被災地から考える参議院選挙

## ネット選挙解禁を視野に

東北大学大学院情報科学研究科 准教授 河村 和徳



### 震災対応に対する評価の低さ

2013年4月は、「平成の大合併」の影響により、多くの地方選挙が行われた。東日本大震災被災地である東北各地でも首長選挙・地方議員選挙が行われた。昨年12月の衆院選で大勝した自民党の勢いがそれほど見られず、青森市長選挙や郡山市長選挙のように、与党系候補であっても落選する結果もあった。これらの市で与党系候補が敗北した背景には、被災地特有の要因もあったのではないだろうか。

民主党政権の震災対応がまずかったと思う国民が多かったという意見に、多くの読者はうなずくだろうが、自民党の震災対応に対する評価も、実は芳しくない。それを裏づけるものが図である。これは、筆者が立教大学と共同で仙台市北隣の自治体（大崎市（一部）、黒川郡4町村、宮城郡利府町）において2012年秋に行った意識調査（仙北調査）の結果である（仙北調査については、<http://www2.rikkyo.ac.jp/web/murase/sll/12sokuhokai.htm>（2013年4月27日訪問）

を参照）。上は民主党政権（野田内閣時）の震災対応に対する住民の評価、下は自民党（谷垣総裁時）の震災対応に対する評価であり、震災対応を評価しないという者の比率は双方とも8割を超えている。

また、この仙北調査における政党支持率は自公合わせて20.3%しかなく、約6割が支持政党なしである（民主党は7%）。おそらく、

与党系候補の苦戦の背景には、こうした「自民党も評価し難い」という被災地感情があっただろう。被災地は、自公政権の復旧・復興策には期待しているが、過去を評価しているわけではないのである。

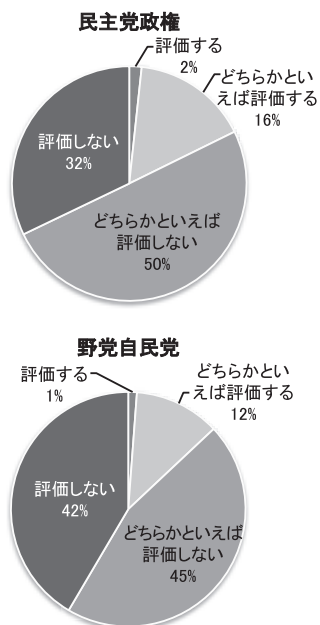
今夏の参院選からインターネット選挙運動（以下、本稿において「ネット選挙」という）が解禁になる。政党や候補者が、被災地に対してどのような姿勢を示すか、そして、どれだけの情報を被災者に流すのか、被災地は注目している。

### ネット選挙解禁の光と影

ところで、仮に「ネット選挙解禁によって最も恩恵にあずかれる有権者は誰か」と問われたら、多くの人々はどう答えるだろう。おそらく「インターネットを駆使する若者世代」と答えるのではないか。筆者も、若者世代が受ける恩恵は多いと思う。ただ、ネット選挙解禁の影響がすぐに出ると言い切るのは難しい。インターネットを介して政治情報を大量に流しても、若者世代がそれに反応して投票参加するとは限らないからである。

筆者は、ネット選挙の解禁の影響を、若者世代よりもすぐ受ける層を知っている。それは、①現在海外にあり在外投票をする者（在外選挙人）、②東日本大震災に伴い避難生活を強いられている約30万9千人のうち、県外避難をしている約6万5千人の被災者である（復興庁調べ、2013年4月4日現在）。彼らには、「投票をしたいのに、現在、選挙区内に住んでおらず、投票を判断する情報を入手しづらい環境にいる」という共通点がある。政治情勢がめまぐるしく変化する今日、新聞などの紙媒体では手元に届くまでに時間がかかる。県外に住んでいれば、ローカル局の放送も届かない。ネット選挙が解禁されれば、そのようなところに住む者にとって、投票先を判断する十分な情報を手に入れることができるのである。

図 震災対応に対する住民の評価



繰り返しになるが、避難を余儀なくされている被災者にとって、選挙公報のウェブ掲載に続き、ネット選挙解禁は朗報である。ただし、ネット選挙解禁の恩恵にあずかれない被災者もいる。そこを我々は見落としてはならない。例えば、応急仮設住宅に入居した被災者の中にそうした者がいる。

そもそも応急仮設住宅が建設された場所は、学校のグラウンド等を活用したところもあるが、その多くは広場や空き地となっていたところが多い。また、応急仮設住宅は復興住宅建設までの「つなぎ」と考えられている。通信業者にとってみれば、仮設住宅にインターネット回線を引くメリットは乏しく、事実、インターネット回線が引かれていない応急仮設住宅は多い。そのため、ネット選挙が解禁されたとしても、彼らがネットの情報を見ることは難しいのである。

少し脱線になるが、これと関連する話題を少し提供したい。東日本大震災でもっとも多く被災者が身を寄せている石巻市の仮設住宅団地の事例である。石巻市仮設住宅自治会連合会によると、石巻市につくられた仮設住宅団地は全134団地もあり、復旧・復興が進んでいるとはいえ、いまだ万を超える被災者が入居しているという。

その仮設団地内で、昨年末、ある大問題が持ち上がったそうである。「応急仮設住宅のネット環境の一部を担ってきた衛星通信回線が、予算の枯渇によって打ち切られる」という問題である。仮設住宅自治会連合会の役員たちは、何とかネット環境を維持しようと陳情等に奔走したが、結局、衛星通信回線のパラボラアンテナは撤去され、民間業者の善意が得られたいくつかの団地だけがネット環境を維持できることになった。

「ネット選挙が解禁されたけれども、ネットは使えなくなりました」という本末転倒の事態が起こってしまったことは、少し残念である。選挙公報のウェブ掲載は「被災者のために」というところからスタートしたが、今夏のネット選挙解禁はそうした被災地目線がやや欠けているようである。

ただ、インターネット環境が整っていない仮設住宅住民であっても、ネット選挙解禁の恩恵が全くないと言うわけではない。これまで携帯電話を持たなかった高齢の被災者も、その必要性か

ら操作が簡単な携帯電話を持つようになった。スマートフォンは使えない彼らではあるが、「震災のおかげでメールをするようになった」という者は案外多い。今回のネット選挙解禁では、限定的ではあるが、メールによる投票依頼が可能となる。メールを介した選挙情報の提供という形で、彼らにはネット選挙解禁の恩恵が与えられることになるだろう。

東日本大震災以降、被災地の選挙は低投票率になる傾向が強い。未曾有の大災害によって、「後援会幹部が津波で流された」「構成員の何人かが他の自治体に避難してしまった」など、人々の結びつきが欠けてしまったことで、おそらく、情報が入りにくくなり、周囲からの投票依頼の働きかけが減ったからであろう。ネット選挙の解禁は、情報や働きかけの減少分を補う効果をもたらすかもしれない。

## 2013年参院選の意義

2013年夏の参院選は、被災地の選挙管理委員会にとっては一つの区切りと見ることができる。なぜなら、今夏の参院選を経験することによって、「地方選」「衆院選」「参院選」という選挙事務を一通りこなしたことになるからである。とりわけ、陸前高田市に代表される選管職員が被災した自治体は、ノウハウが一通り揃うことになる。

しかし、参院選を迎えることによって、政党や候補者が一区切りと思われると困る。被災地の復旧・復興は、まだ道半ばだからである。東日本大震災が起こってから、もう2年が過ぎたが、沿岸部の中には2年が過ぎても「あの時のまま」というところは少なくない。

被災地の中には、「復旧・復興が選挙公約の片隅に追いやられるのではないか」「被災地の声が中央に届かなくなるのではないか」という懸念がある。今夏の参院選が、再度復旧・復興について議論する貴重な場になることを期待したい。

かわむら かずのり 1971年生まれ。慶應義塾大学大学院法学研究科博士課程を単位取得退学後、慶應義塾大学法学部専任講師(有期)、金沢大学法学部助教授を経て、2007年より現職。主な著書に、『市町村合併をめぐる政治意識と地方選挙』(単著、木鐸社、2010年)など。今夏、共編著で『被災地から考える日本の選挙』を東北大学出版会より出版予定。

# 選挙が百倍おもしろくなる！

慶應義塾大学政策・メディア研究科 客員教授 夏野 剛



## || 「時代にやっと追いついた」

インターネット選挙運動（以下、本稿において「ネット選挙」という）を認める公職選挙法改正案が成立したことに対する私の率直な感想である。

1998年は日本における「IT革命」のターニングポイントであった。この年、グーグルが創業し、航空や証券業界でネットを活用した本格的なビジネスが始まるなど、IT・ネット時代に突入した。それから15年、今や国民のネット利用率は80%近く、特に10～40代は95%を超え、会社や役所でネットやメールを使わないところは皆無である。

このようにネット先進国に仲間入りしたわが国で、「文書配布に当たる」という理由で今までネット選挙が禁止されていたのは信じられないことで、今回の法改正は「選挙制度がやっと、時代に、世界の潮流に追いついた」ということである。

## || ネット選挙解禁のメリット

「メリットこそあれ、デメリットは基本的に存在しない」というのが、ネット選挙解禁への私の考えである。まずはメリットについて。

第1に、ネットが極めて効率的なツールであるため、政党や候補者は、お金があるなしにかかわらず平等に、自分の主張を、多くの人に、早く、正確に届けることが出来るようになることである。しかも選挙期間中も情報発信が出来るため、政策論争がより活発になり、公明正大で議論闊達な選挙活動につながる。このため、政治家としての資質が一層問われることになる。

次に、有権者は、ネットで情報や映像を大量に得ることが出来るため、楽しみながら自分の判断で情報を選択することにより、本当に投票したい党や人を見つけ、自分の意志で投票する

ことが出来るようになるのである。

第3に、ネットに一番なじんでいる若者の選挙への関心が高まることである。今の若者は、テレビや新聞を見ずにネットから情報を得ることが多い。ネットからの情報量が増え、SNSでの意見交換が活発になることにより、若者の政治的関心が高まり、投票率の向上につながるのである。これは、アメリカや韓国の大統領選挙を見ても明らかである。

第4に、既存のメディア情報は編集者の意図により加工・編集されていることが多いため、リテラシーは極めて重要であるが、ネットでは生の情報が多く、偽情報も存在するがそれは市民の一般常識で判断できるものが多い。

第5に、ネット普及に都市と地方などの地域間格差がないため、地方選挙が盛り上がるのが期待される。地方選挙は国政選挙に比べ情報量も少なく、有権者の関心も投票率も低かった。しかし、ネット選挙による情報量の増大や議論の可視化により、これらが大きく改善される可能性が大きい。

続いてデメリットといわれるものについて。

「ITスキルのある政治家に、一般大衆が流れるのではないか」。ITを使いこなせない政治家はリーダー足りえない、というのが私の考えだ。自分の政治信念や考えをネットで有権者に直接訴え、政策を議論しあう、それができない候補者は政治家にふさわしくないということだ。どこかの組織から推薦されただけの候補者、支持者ごとに発言を変える八方美人型の候補者などは、ネットで候補者の映像や生の情報が発信されることにより、淘汰されていくのである。

『『なりすまし』や『誹謗・中傷』が増えるのでは』。「なりすまし」への技術的対処方法はある程度確立されており、また内容のない「名前連呼」などは迷惑メールとして処理されるため、



むしろ選挙期間中はきちんとした政策論争がしやすい環境になると考えている。「誹謗・中傷」は政治活動としてITを利用している政治家ならば日常に起こることであり、これへの対処法は身につけておくべきである。私のブログのフォロワーは約13万人であるが、なかでも攻撃的なフォロワーは10名程度。ときに過度で的外れな攻撃が行われるが、そのときは日ごろ発信しないフォロワーが私の擁護にまわってくれることで、炎上は収まることが多い。

「高齢者などネット格差が出来るのではないか」。ネットでの選挙情報は、今までにはないプラス情報である。選管やテレビ・新聞などのマスメディアが発する情報は今までどおりあるのだから、高齢者が不利になることは決してない。むしろネット情報に高齢者がアクセスする可能性が増すことにより、ネットリテラシーの改善に役立つと考えている。

## 政治参加への環境整備

今回の法改正で気がかりなのは、選挙期間中、第三者のメールによる活動が制限されていることである。TwitterやFacebookなどのSNS上では禁止されず、メールだけが禁止されることには違和感を拭えない。個人が自由にコミュニケーションすることを制限することは問題で、表現の自由への抵触さえも疑われる。この禁止は、「なりすまし」などを恐れる候補者側の都合によるものであり、有権者の立場に立つものではない。有権者が選挙期間中もネットでより多くの情報が得られるよう、早急な改正が望まれる。

国民の政治参加を促進し投票率を上げるための環境は、事前規制が多すぎ、諸外国に比べ整っていないことは否めない。ネット投票が実現されることが望ましいが、そのほか次の改善の提案をしたい。

まずは、投票所である。投票所は学校や公共施設など、アクセスに不便なところが多く、投票意欲を減退させている。人が多く集まる駅や大型店舗にも投票所を設置すべきである。すでに期日前投票では大型店舗に投票所が設けられた事例もあるのだから、投票日当日への拡大が望まれる。



次に平日の投票を提案したい。休日は「家族と出かけたい」「家で休みたい」など投票意欲を減退させる要素がある。有権者が平日、通勤や帰宅途中に投票所に立ち寄ることは、投票への大きな障害とはならない。ただし、早朝・深夜の投票時間の拡大や、駅前投票の実現などの環境整備が前提となるが…。

## おわりに

4月27日・28日、ニコニコ動画（私が所属するダウンゴが運営）主催のイベント「ニコニコ超会議2」が千葉・幕張メッセで行われ、2日間で10万人以上の来場者と500万人以上のネット視聴者でにぎわった。ネット配信もされた「言論コロシアム」では、各政党の国会議員がネット選挙の解禁について討論をした。また、ネット選挙解禁を控え、自民党・民主党・日本維新の会・共産党がブースを出展し、党首を投入するなど熱のこもった活動が行われた。このように政党は、ネット世代の支持を得ようとすでに動き出している。

今回の参院選では、さまざまなトラブルが予想される。しかし、有権者が政治により近づくことのできるこの改革を後戻りさせてはならない。多くの困難を乗り越え、より自由度を高め、有権者の真の民意が反映される選挙制度が確立されることを信じている。

<談>

なつの たけし 1965年生まれ。88年早稲田大学卒、東京ガス入社。95年ペンシルベニア大学経営大学院（ウォートン）卒。ベンチャー企業副社長を経て、97年NTTドコモへ入社、「iモード」「おサイフケータイ」などの立上げに参画。現在、(株)ダウンゴほか複数社の取締役。主な著書に『ケータイの未来』（ダイヤモンド社、2006年）、『なぜ大企業が突然つぶれるのか』（PHP研究所、2012年）など。

# ネット選挙解禁で政治はより難しくなる 問われる政党のガバナンス力

株式会社 PHP 研究所 代表取締役専務 永久 寿夫



## || 政党政治は脆弱化する

インターネット選挙運動（以下、本稿において「ネット選挙」という）が解禁される。すでに解禁済みの国々では、多くのメリットが享受されており、日本でこの解禁を待ち望んでいた向きは多い。たしかに、ネット選挙によって、有権者は候補者の政策や人となりをより詳しく知ることができるし、政治参加に消極的だった若者の投票率が上がることも期待できる。そもそも、いまでは当たり前のホームページやソーシャルメディアといったコミュニケーションツールを、普段の政治活動には使ってもいいが、選挙中は不可というのは不自然である。誹謗中傷が増えるとの懸念はあるものの、有名人サイトの「炎上」が日常的になってしまったように、それは避けられないものである。ネット選挙解禁について特段に反対する理由は見当たらない。

だが、その延長線上の政治のあり方を想像すると、手放しで喜んでいいのか、と一抹の不安を覚える。それは、この解禁を契機に、ソーシャルメディアがこれまでの民主主義の構造を根本的に変えてしまい、大きな効用と同時に予期せぬ副作用をも、もたらすと考えられるからである。

効用を享受しながら副作用を防ぐために、私たちは何をしていかなければならないのか。残念ながら、ネット選挙解禁後の選挙活動の変化を説明するものは多いが、民主主義の変容について論じるものは多くはない。

こうしたなかで興味深かったのが、今年2月後半に憲政記念館で開かれた「ソーシャルメディアが政党政治に引導を渡すのか？」というシンポジウムである。パネリストは、東浩紀（哲学者）、小川和也（ウェブ関連実業家）、鈴木寛（参議院議員）、平将明（衆議院議員）、辻野晃一郎

（ウェブ関連実業家）、津田大介（メディア・アクティビスト）、松田公太（参議院議員）というメンバーで、ソーシャルメディアの発展とネット選挙の解禁が政治家個人と有権者個人のつながりを強め、政党政治を脆弱化させると論じていた。そのことについての異論はないが、全体的なトーンとして、この流れは直接民主主義につながるものであり、望ましいことである、と評価していた点については、いささか異和感を禁じえなかった。

## || 政治改革の流れを逆流させる可能性

かつて衆議院に採用されていた中選挙区制の問題として、バラマキ政治が生じやすいとの指摘があった。政権をめざす政党は、同一選挙区において複数の候補者を立候補させねばならず、候補者は政党が掲げる共通の公約ではなく、特定の集団や地域への利益分配を約束することでお互いを差別化して集票しなければならなかったからだ。高度成長による税収増で財政のパイが拡大しているときはいいが、それが伸び悩み、さらに縮小するなかで、こうした利益分配を続けるのは不可能である。だからこそ、選挙制度が改革され、政党主導の政策づくりが求められ、いわゆるマニフェスト選挙が行われるようになった。

期待どおりの成果をもたらしたかどうかは別として、これが90年代以降の政治改革の流れである。

ソーシャルメディアによる政治や選挙の発展は、この流れを逆流させる可能性がある。ネットにたけた政治家なら、その機能を駆使して地元選挙区の有権者の関心を調査し、それが仮に所属政党の掲げた政策に反するものであっても、地元選挙区の状況に合わせた活動を行って

いくにちがいない。いまでも多かれ少なかれあることだが、ネット選挙が始まれば、こうした傾向が強まっていくのは明らかである。

さらに、ソーシャルメディアを使った組織の政治的動きがこれを助長する。例えば、「変えたい」気持ちを形にする”、を標榜するchange.orgというソーシャルプラットフォームがある。ロンドン五輪で銀メダルをとった「なでしこジャパン」の航空券をビジネスクラスにアップグレードさせるキャンペーンを行った組織である。そのホームページを見ると、さまざまな個別具体的な政治的・社会的要望を掲げながら、その実現に向けたキャンペーンを行っていることがわかる。目先が利く候補者であれば、こうしたソーシャルメディア上の「政治運動」の波に乗ることで、選挙を勝ち抜くことを考えるにちがいない。

ソーシャルメディア上の「政治運動」そのものは、新たな参加型民主主義の萌芽として歓迎すべきではあるが、候補者と特定利益を追求するこうした「政治運動」の直接的結合は、中選挙区時代と類似した、有権者と候補者の関係が出現させはしないか。つまり、政党の掲げる政策を必要としない一匹オオカミの政治家が増え、政党の政権公約は有名無実化してしまうということだ。候補者にとってみれば、政党は、政権をとるときにだけ必要な枠組みといった程度のもになってしまう。これまでも、モザイクと揶揄された政党が存在してきたが、ネット選挙時代の政党は組織としての紐帯をいっそう弱めるはずである。

## II 統治制度を考え直すことも視野に

換言すれば、政治家の利害調整が政党を通り越して議会そのもので行われるようになっていくことであり、まさに前述のシンポジウムで議論されたように、政治は直接民主主義的な様相を呈してくる。一見、望ましいことに思われるが、利害調整はきわめて難しいものとなるだろう。政治の機能の1つは、国民1人ひとりのミクロな利害を調整し、国益にかなったかたちに昇華させていくところにある。これまでは、そ

の機能の極めて大きな部分を政党内部と政党間の調整で行ってきた。これが政党政治のメリットである。政党という組織が弱体化すれば、議会の場では、それぞれ異なった特定利益を追求する個人対個人のバトルロイヤルが繰り広げられていくことにならないか。「合成の誤謬」はもちろん、何も決まらないという状況が続くことも想像に難くない。

また、とりわけ懸念されるのは、内閣の運営に対する影響である。内閣が政党という組織を基盤とする以上、政党が弱体化すればするほど、内閣の組織としての一体性も脆弱にならざるをえない。これまでも、閣僚はもとより首相の顔も頻繁に変わってきたが、そうした事態がこれまで以上に起こりやすくなる。日本は「指導者が見えない」と海外から揶揄されてきたが、リーダーシップの所在はさらに見えなくなってしまう。少なくとも構造的にはそうした危惧が高まる。

ネット選挙の先駆者である米国も韓国も二元代表制をとっており、政党の統制力が弱まるとしても、日本ほど大きな副作用はない。イシューごとに同一政党の議員それぞれの態度が異なり、クロスボーディング（党議拘束がない状態）になったとしても、有権者から直接選ばれている大統領が党内の「混乱」から受ける影響は、限定的となるからだ。

合理的かつ生産的な政治の実現のために、我われが今後真剣に検討していかねばならないのは、ネットによって政治や選挙が変容するなかで、いかに政党のガバナンスを維持していくか、さもなければ、いかに統治制度を適合させていくかということではないだろうか。

ながひさ としお 1958年生まれ。82年、PHP研究所入社。88年、スタンフォード大学にてロシア・東欧学修士号(A.M.)取得。94年、カリフォルニア大学(UCLA)にて政治学博士号(Ph.D.)取得。国家経営研究部長などを経て、2011年から現職。関西大学客員教授。専門は政治問題。主な著書として、『スラスラ読める日本政治原論』(PHP研究所、2002年)『二十一世紀日本国憲法私案』(共編著、PHP研究所、2004年)ほか。

# 政治を劣化させないために

明るい選挙宮崎県推進協議会 会長 橋 忠士



## II 基本的姿勢

「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

憲法前文の一節である。政治を劣化させず、民主政治の健全な発展を図るため、信託する側も、信託される側も、つねに念頭に置いておかなければならない。

## II 参院選とその重要性

暑い夏とともに、任期満了による参議院議員通常選挙を迎える。最も暑い時期であり、選挙環境としては決して良くない。毎回、衆議院議員総選挙に比べ10ポイントほど低い投票率の一因でもあろうか。政権交代をめくり加熱気味だった空気も元に戻った。今年の衆院選の投票率が59.32%であっただけに、50%を切れば民主政治にとって憂慮すべきこととなる。

ところで、昨今のわが国を取り巻く政治状況は、大変厳しいものがあるが、衆院選ほど熱気が感じられない。何故であろうか。参議院が民主的第二次院型とされており、憲法上、国会の権能のほとんどが衆議院優位となっていることも一因かもしれない。しかし、今回の参院選の重要性は、次の2点において、これまでより格段に大きなものがある。

第1は、わが国を取り巻く国内外の大変厳しい状況である。国際的には尖閣、核ミサイル等の問題であり、国内的には経済対策、原発再稼働、消費税、TPP等に加え、いつ起こっても不思議ではない超大震災対策等の問題である。これらが引き金となって衆議院の解散という事態になれば、国民の信託した国権の最高機関としての国会の意思は、参議院の緊急集会で表示せざるを得なくなることである。

第2は、憲法改正との関係である。憲法上国

会の発議は衆議院優位ではなく、数少ない衆参対等の1つであるからである。

## II 啓発の重要性と明るい選挙推進協議会の役割

衆院選では、信託する側も、信託される側も多くのことを学んだが、インターネットの利用による選挙運動の拡大で、情報量は一段と多くなる。学んだことを生かし、冷静によく吟味し、判断する能力が求められる。得た情報とこれらを基に投票所に足を運ぶことは比例しない。むしろ、かなり差があることは残念である。自由投票制の下で、その差を埋めることは大変難しいが、そのための努力はしなければならない。

明るい選挙推進協議会は、その役割の一端を担わなければならない。選挙管理委員会等と連携を保ち、常時啓発の基盤の上に、選挙時啓発として、新聞、テレビ、ラジオ等の利活用はもちろん、街頭啓発、広報車による巡回、推進大会など、くどいと思われるくらい投票参加と選挙違反の防止を呼びかける必要がある。

## II むすび

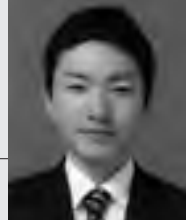
将来の日本を支える若者の投票率の低下は極めて大きな問題であり、常時啓発事業のあり方等研究会の最終報告を踏まえ、各界、各層挙げて取り組まなければならない。その中核として、消防団の次に構成員の多いボランティア団体である明るい選挙推進協議会の役割は、極めて大きいものがある。

今回の参院選の結果についても、政治が最大のガレキなどと皮肉られないよう、1人でも多くの有権者が投票し、自分たちの信託した結果を注意深く見守り、検証し、これを次の選挙に生かしていくことで政治の劣化を防ぎ、民主政治の健全な発展が図れるよう、投票参加と選挙違反の防止を強く呼びかけたい。

たちばな ただし 中央大学法学部卒、宮崎県庁勤務。2008年から現職

## 政治への無関心はいけない

IBS外語学院比較文化研究生 土橋 照之



先日、鹿児島市選管が主催した「学生と政治や選挙を語る会」に出席した。「政治や選挙について若者の関心を高めるには」をテーマに、鹿児島県内の大学生と市選管委員らで討議した。

その中で「若者は現状に満足しているから政治や選挙に関心がないのでは」という意見に疑問を抱いた。「私は現状に満足している。だから選挙は関係がない」と、国家や社会と自分を切り離して考えてよいのだろうか。

私たちは個人として存在すると同時に、国家、社会を構成する国民の1人だ。故に、自分のことと同じくらい国家や社会についても考えるべきだ。個人が集まって国家、社会が成り立っているし、国家、社会があるから人は個として生活できるのではないか。その一員であることを

忘れて「自分1人だけがよければよい」で許されるのだろうか。

今日の景気や社会状況を政治家だけの責任だという人がいる。しかし私はそう思えない。国民の政治に対する意識関心と、政治のレベルは比例すると思う。なぜなら国民が政治に対し知識があり、強い関心があるならば、いい加減な政治など出来ないからだ。つまり国民の1人である私たちにも責任があると私は考える。

確かに私たちは直接、政治を行うことはできない。しかし選挙で投票することで結果的に国や自治体を動かしているのだ。

無関心ではいけない。1人ひとりの真剣な一票こそが、確実に地域を、ひいては国を動かすと思う。

## 若者の力で未来の街を良くするために！

徳島活性化委員会 代表 内藤 佐和子



私たち、徳島活性化委員会は、普段はまちづくり・地域おこし関連のイベントの企画・運営や新商品の開発などを行っています。そんな私たちが前回の衆院選でスタートさせたのが、We vote for Tokushima! という若者の投票（行使）率向上企画。もともとまちづくりをテーマに活動していた私たちが政治にも関わっていかうと決めたのは、政治家がみんなの意見をまとめて未来の街を創っているから。高齢者の多い徳島では、若者が声を上げないと単純に高齢者寄りの政策が増えます。これは徳島だけでなく、全国的なことでもあります。

「選挙に行っても何も変わらない」「僕たちの声はどうせ届かない」と思っている若者が現時点では正直、多いのですが、国政選挙だけでなく、

地方選挙の当選者の得票数の話もしながら、身近な自分事として選挙を捉えてくれるように講演会なども行っています。

今回ははじめてのインターネット選挙運動の解禁で、候補者の情報などもどんどんHPなどにまとめられて上ってくるのが予想されます。徳島では私たちがそんなHPを作成する予定ですが、その中で自分が関心のあることに注力している候補者やこれまでの活動に共感できる候補者に投票してほしいと思います。

みんなが少しずつそうした意識を持ちながら投票をすることで、投票率だけでなく、候補者のことを理解して投票する率＝行使率が上がり、街や日本の未来が少しずつよくなっていくのだらうと思います。



代しています。それはなぜか。時間・権限・選挙頻度など、構造化された首相の弱さがあるからです。例えば、首相が国会の委員会に呼ばれると、ほぼ1日拘束されることとなり、行政の仕事は出来ません。閣議は形骸化しており、首相が結論を決める権利はありません。

また、『それは国会がきめること』という悪しき国会至上主義、官僚依存構造から脱却できない政府・内閣、ガバナンスを喪失した政党など、議院内閣制が形骸化し、日本の政治は世界から見れば極めてガラパゴス化しているといえます。

いえます。

今度の参院選では、安倍政権の経済政策の是非、憲法改正問題が争点となるでしょう。特に憲法96条改正では公明党が反対しており、本格的な政権再編につながる可能性を秘めています。

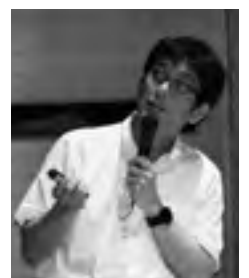
いずれにしても、政党が論争の質を高め、何をやろうとしているのかを政策で競い合うことを続けていくことが、日本の政治を良くしていくことにつながると確信しています。」

## ネット選挙運動に過度の期待をしない

休憩をはさんで、この参院選から解禁されるインターネット選挙運動について、佐藤哲也・静岡大学情報学部准教授から「ネット選挙運動の解禁～政治・選挙はどう変わる」と題した講演が行われました。

「はじめに選挙運動の効果について。明推協調査によれば、選挙期間中に何らかの投票依頼を受けた人は4割、電話での投票依頼を受けた人は1割程度と、有権者の選挙運動との接触は意外と少ないのです。また、投票先の決定時期は、公示前が46%、公示後が30%、投票日直前または投票日が24%（若者はこの割合が高くなる傾向）と、半数近くが選挙運動が始まる前に投票先を決めています。有権者は、あまり選挙運動の影響を受けることなく投票先を決めているのです。

さて、ネット選挙運動。まず、ネットユーザー、特にヘビーユーザーといわれている人は、自分の考えを持ち、自分が興味のある情報にしかアクセスしません。確かに送信者からユーザーに送られるSNS



(財)明るい選挙推進協会は、2013年6月6日、東京都渋谷区の津田ホールで明るい選挙参院選全国フォーラムを開催し、全国から約360人の明推協委員等が参加しました。

フォーラムは、品川区若者啓発グループ「Sa-1kow」代表の高柳芳喜さんの司会で始まりました。

まず、(財)明るい選挙推進協会の佐々木毅会長が開会の挨拶に立ち、「今回の参院選では、3年ぶりに復帰した安倍政権をどう評価するのか、憲法改正、特に第96条改正をどう考えるのかが問われています。憲法改正は、日本の民主主義の基盤を明らかにする極めて大事な争点といえます。昨年未行われた衆院選では前回の投票率を10ポイント下回って過去最低となりました。3年前の参院選では投票率が60%を切り、特に若者は30%台であることを認識し、ぜひ多くの有権者が今回の投票に参加するよう呼びかけてほしい」と激励しました。来賓の米田耕一郎・総務省自治行政局選挙部長の挨拶の後、野中尚人・学習院大学法学部教授による「参院選の意義と有権者の選択」と題した次のような講演が行われました。

## 「ガラパゴス化\*した」議院内閣制

「2012年総選挙では自民党は勝利しましたが、投票率は低下し、得票も増えていません。相対的な勝利でしたが、結果は大きな勝利であったといえます。この要因として、民主党を始め対抗勢力が分裂した



ことが挙げられます。民主党政権から再び自民政権へ、小選挙区制による政権交代は機能し始めたといえるでしょう。

2006年の第1次安倍政権以降、ほぼ1年ごとに日本の首相は交

メッセージなどは関心を喚起する方法としては効果的ですが、ブログや公式サイトなどはユーザーが自分で見に行かないと影響を与えることができません。このことから、ネット選挙運動の影響は限定的であると考えています。

『インターネットは民主主義の敵』と言ったアメリカの学者がいます。インターネットには共有体験を減少させ、集団分極化を促すなど、民主主義を機能させづらくする、というのです。確かにネットには、自分の好んだ情報にだけ接し、見たい現実のみを見ることにより、意見が先鋭化し、世論が分断される傾向があります。

われわれ有権者は、ネットの特性を理解し、ネット情報を吟味する必要があります。また、政治家を誹謗中傷するだけではなく、政治家の意識を変えさせ、自分の考え・活動をネットでアピールさせていく、そんな政治家を育てていくことが必要です。

ネット選挙運動に過度の期待をするのではなく、有効に活用していく姿勢が、政治家・有権者ともに求められています。」

## 私たちの取り組み（啓発活動報告）

続いて、次の3団体から啓発活動の報告が行われました。

### ○公益社団法人日本青年会議所 日本の未来選択委員会（春山健司・委員長）

『政策本位の政治選択』が行われるため、日本青年会議所では次の3つの活動を行っています。第1は、NGOリンカーン・フォーラムと連携して進めてきた『公開討論会』です。すでに2200回余を実施してきましたが、従来のマニフェスト型では一問一答形式で紋切り型となるため、クロストークによる開催マニュアルを2012年度に作成し、地方選挙ではすでに実施しています。次はウェブサイト『e-みらせん』。首長選挙等の候補者の声や公開討論会の動画を配信し、有権者が政治をより身近に感じられ、簡単に候補者の考えを比較しながら知ることができるサイトを目指しています。3つ目は、若者の投票率を向上するためには小学校高学年からの意識改革が必要との考えから『政治教育プログラム』を作成し、その実施を目指しています。各地の明推協との連携を視野に入れていきますので、ぜひ積極的なご協力をお願いします。」

### ○学生団体「さがCOLOR」（岡島貴弘・代表）

「私たちは地域活性化に取り組んでいるグループで

すが、この参院選で佐賀県の20代投票率65%超えを目指して活動を行っています。65%にしたのは、佐賀県での20代の投票率が過去最高だったのは、09年衆院選の64%だったからです。きっかけは11年に全国高等学校デザイン選手権で優勝した佐賀県立有田工業高校の女子生徒3人による『選挙チャンネル』の提案。その中には、予告なしの突撃インタビューで議員に解決策を出してもらい、それを視聴者がデータボタンで点数化するというものもありました。彼女らの『政治家を育てるのは政治に興味を持つ国民』というコンセプトを継承して、ネット選挙運動解禁という追い風も受けて、活動を始めました。活動内容は、同名の『選挙チャンネル』をフェイスブック上に立ち上げ、政治に寄せる期待や問題提起をボードに書いた若者の写真を掲載する『私の所信表明』、政治家の人物像に焦点をあてたインタビューなどを掲載しています。若い世代は政治に関心がないわけではありません。運動を通じて『投票に行くのがかっこいい』、そういう雰囲気をつくっていきたい。」

### ○練馬区明るい選挙推進協議会（増田時枝・会長）

#### 練馬区選挙管理委員会（新郷洋子・事務局）

「学校教育との連携を図り、世代ごとにさまざまな取り組みをしています。小学校では、『選挙体験教室』（毎年3～4校で実施）や『子ども議会』への参加などを、中学校では『啓発講座』（2012年度は区立中学1校で3年生を対象に『国際平和協力と選挙』の講演）、中学生による街頭啓発を行っており、来る6月23日の都議選では38名の中学生が参加予定です。大学との連携では、04年度から選管でインターシップ生を受け入れており、商店街での啓発活動などに取り組み、地域との交流も図っています。現在のメンバーは11人、大手広告会社から出向している区職員のアドバイスを受けています。10年参院選では武蔵大学で模擬投票を実施しました。課題であった高校との連携では、12年度に都立井草高校で、都知事選、衆院選の実際の候補者に投票する模擬投票を実施して、マスコミから取材をうけるなど話題となりました。若い有権者への取り組みとしては、20～30代の選挙啓発サポーターを募集し、期日前投票の立会人、メールによるアンケート調査などを行うことにしています。現在142の方がサポーターを引き受けてくれています。今後も、学校教育との連携を強めるとともに地域とのつながりも深め、若い世代への啓発に取り組んでいきます。」

# 情報 フラッシュ

## ■ 選挙カーの活用方法を考える授業

地域密着型の生涯学習に取り組むNPO法人琉球ニライ大学は、5月26日に「選挙カーの活用をみんなで考える」授業を行いました。



選挙のたびに、選挙管理委員会には大音量で候補者の名前を連呼する選挙カーへの苦情が寄せられていますが、7月には

参院選の他に那覇市議選が控えていることから、改めて選挙カーについて考え、その活用方法等を探ろうというものです。

「選挙運動費用を捻出するため広告を掲載する」「行政課題を広報する」など色々な活用方法が出されましたが、コーディネーターを務めた同大学副学長で、沖縄県明るい選挙推進青年会VOTE会長の新田繁睦さんは「今回の話し合いを通じて選挙について何らかの気づきが得られたらうれしいです」と話しています。

## ■ 中学校での参院選模擬選挙を提案

青森県で若者の投票率の向上を目指して活動している学生団体「選挙へGO!!」は、弘前市選管に、7月の参院選に合わせて市内の中学校で模擬選挙



選管委員長に提案書を手渡す「選挙へGO!!」の福田代表

を実施することを提案しました。「選挙へGO!!」は、4月に行われた青森市長選の際には、市内の商業高校の生徒を対象に、実

際の候補者に投票する模擬選挙を実施していますが、中学校で実施するのは県内初の試みです。

今回は、市内の中学校1校を選定し、参院選の公示後に実際の政党名等を記入する比例代表選挙の模擬選挙を実施することとし、あわせて、選管職員が、選挙の仕組みや大切さを伝える出前講座も行う予定です。投票の結果は参院選後に開票し、インターネット上で公表することとしています。

## ■ 指定病院等における不在者投票の外部立会人

5月末の公職選挙法改正で、成年被後見人の選挙権が回復しましたが、このときの法改正であわせて、指定病院等における不在者投票管理者は、市区町村選管が選定した外部の者を投票に立ち会わせるなど、不在者投票の公正の確保に努めなければならないものとされました。これを受け、6月3日付の総務省選挙部長通知では、市区町村選管は、地域の明るい選挙推進協議会と協力して外部立会人の名簿を作成することを勧めています。

同旨のことは、平成23年12月に出された「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書でも触れています。同報告書は、地域の明るい選挙推進協議会は、時代に即した新しい役割を積極的に担うべきとし、その一つとして、投票弱者への支援、選挙の公正の確保のため、明るい選挙推進協議会委員が指定病院等での第三者立会人を引き受けることを求めています。

すでにいくつかの県では、外部立会人の登録制度を設け、これに明推協委員が協力しているところがあります。今回の改正を契機に更に多くの団体で外部立会人の登録制度を取り入れるとともに、指定病院等に対し、改正内容を周知することが望まれます。

## ■ MINATO「選挙いっ得?!」プロジェクト

東京都港区選管は、6月の都議選、7月の参院選に向けて、若年層の投票率を向上させるため、若者がソーシャルメディアを活用して若者が知りたい情報を発信するプロジェクトを立ち上げました。

プロジェクトのメンバーは公募により集まった18～22歳の8人、月1回のペースで開いていた会





議は5月末からは週1回開くこととし、また、会話をするように短いメッセージのやりとりができる「ライン」を使って、メン

バーと選管職員が頻繁に情報交換をするようになりました。

6月上旬にはフェイスブックを立ち上げ、プロジェクトの趣旨や選挙の豆情報、インターネットを使った選挙運動などについて、メンバーの言葉で発信しています。今後は、現在行っている若者を対象としたアンケート結果を基に発信内容を考え、候補者情報等も掲載していく予定です。また、メンバーの一部は、6月23日の都議選の投開票事務も体験し、その体験談などをツイッターで「つぶやく」こととしています。

## インターネットを利用した選挙運動の出前講座

7月の参院選からインターネットによる選挙運動が解禁されるのを前に、京都府選管は5月22日に、京都府立大の政治学の授業で、インターネットを使った選挙運動や、投票方法など選挙の仕組みを解説する出前講座を行いました。

解説の後には、選管職員と学生3人が候補者役となり、模擬投票も行いました。憲法改正とTPPと2つのテーマに対して、2人の候補者は個人演説会風に、1人の候補者は街頭演説風にのぼり旗を立てるなど、場面設定を変えて考えを主張しました。有権者役の41人の学生は、候補者の主張を聞き、また事前に配布されていた選挙公報を読んで、投票する候補者を決めました。

その中で、インターネットを利用した選挙運動の一事例として、1人の候補者の政策や主張が書かれたデモ版のツイッター（政治学の担当教員が用意）を、スクリーンに映し紹介しました。学生も自分のスマートフォン等からそのツイッターにアクセスして内容を見たり、また応援メッセージなどを送り、インターネットを利用した選挙運動

を体験しました。

## 平成25年度「Niigata選挙カレッジ」の活動がスタート

学生自らが選挙実務等に携わる参加体験型の啓発活動「Niigata選挙カレッジ」の平成25年度の任命書交付式が5月8日、新潟県庁で開かれ、公募に応じた大学生10人が「実習生」に任命されました。交付式では、県選管職員から若者の投票率の傾向や、選挙の啓発活動についての説明がありました。

実習生は7月の参院選に向けた選管のPR活動に対し、若い世代が興味を持てるよう改善点などを提言することとしています。県明推協の平田会長は「参院選からネットを使った選挙運動も解禁になる。この周知のためのいろいろなアイデアを出してほしい」と期待しています。

## 明るい選挙推進優良活動奨励賞受賞報告会

福岡県みやま市のまちの政治を見つめよう学級「みやま市政治学級二十日クラブ」は、4月22日に市内の公民館で、平成25年度の定期総会および明るい選挙推進優良活動奨励賞受賞報告会を行いました。

当日は、みやま市長、県議会議員、市議会議員、選管委員長、選管および教育委員会の職員、一般市民など35人を迎えての総会・報告会となりました。

総会では平成24年度の学級活動についての説明が、報告会で



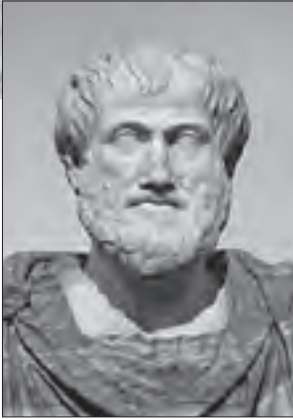
は「明るい選挙推進運動のあらまし」についての話等がありました。

今回の総会で、団体名を「みやま市政治学級二十日クラブ」から「みやまいいまち会」に変更するとともに、今後は明るい選挙の推進を目的とした事業を強化することとし、会則に「明るい選挙の推進」を明記することが承認されました。

# 名言の舞台

アリストテレス

BC384～322年



「よき市民は、治められることも  
治めることも心得ており、  
両方とも出来るのでなければならない」

よき市民とはどのような存在か。古代ギリシアの哲学者アリストテレスによれば、それは、統治者の視点と統治される者の視点の両方を兼ね備えた存在なのです。権力をもてば何でも思い通りに支配できると考え、逆に、正統な権威に服従することさえ屈辱だとみなす市民が多数を占めるなら、民主政治は機能不全に陥ります。

アリストテレスが活動の舞台とした古代アテナイは(ただし彼はアテナイ市民ではありませんでした)、市民全員が直接民会に集い立法を行い、また行政官職も、くじ引きによる輪番で割り振るといふ、史上他に例を見ないほど徹底した直接民主政治を導入しました。こうした体制であれば、現代の間接(代表制)民主政治において以上に、個々の市民の資質が厳しく問われます。そこでは、治める側に立ったり、治められる側に立ったりと、市民の立場が実際に入れ

替わったからです。相互支配の経験を通して、市民は中庸の徳を身につけます。お互いを尊重し合う信頼がベースとなって、はじめて調和のとれた政治が実現するというのです。

自民党から民主党へ、民主党から再び自民党へ。二大政党間の政権交代を経験した今の日本で、この言葉を読み直してみましょう。いつまでも与党が治め続ける体制はどこかいびつです。しかし、政権交代がおきれば問題が解決するというほど事態は単純ではありません。二大政党が政策や理念の違いを際立たせ、競い合うことは政治にダイナミズムを生むかもしれません。しかし、アリストテレスが訴えたように、ダイナミズムの背後には、与党(広い意味で治める側)と野党(広い意味で治められる側)の間の節度ある信頼関係がおそらくは不可欠なのです。

(川出 良枝・東京大学教授)

## アリストテレスの生きた時代

	BC384	367	347	342	336	323	322	
アリストテレス、ギリシア等	プラトン、アテナイに学園アカデメイア創立(387頃)	カルキディキ半島・スタギラに生まれる	「哲学の勧め」などを執筆 称され、講師としてプラトンを助ける アカデメイアに入学。その後「学園の知性」と	マケドニア王としてフィリッポス2世が即位(359)	プラトンへの死(80歳)とともにアテナイを去り	マケドニア王子アレクサンドロス(後の大王)の教育に当たる	マケドニア、ギリシア連合軍を破る(338)	アレクサンドロス王子、マケドニア王に(336)
	学「自然学」などになる 講義が後に編集され「政治学」「ニコマコス倫理	アテナイ郊外のリュケイオンに学園を開設。当時の	アレクサンドロス王子、マケドニア王に(336)	マケドニア、ギリシア連合軍を破る(338)	マケドニア、ギリシア連合軍を破る(338)	マケドニア、ギリシア連合軍を破る(338)	マケドニア、ギリシア連合軍を破る(338)	マケドニア、ギリシア連合軍を破る(338)
	アレクサンドロス大王、死去(323)	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	
	62歳で死去	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	
	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	
	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	
	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	
	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	アテナイから追放される	

史上初めての政権交代なるかどうか注目されたマレーシアの第13回総選挙(下院選挙)は、5月5日に投票が行われ、与党連合(国民戦線)が定数222議席のうち133を獲得して政権を維持しました。投票率は80%を超し、過去最高でした。

### 政治体制

マレーシアの人口は約2900万人、多民族国家であり、マレー系約67%、中国系約25%、インド系約7%で構成されています。中国系とインド系は、地理的に古くから交流があった上に、イギリス植民地時代に労働力不足を解消するために受け入れられました。マレー系の多くは国教であるイスラム教信者ですが、信教の自由は保障されています。

国王を元首とする立憲君主制で、13州からなる連邦国家です。国王は5年間の任期制で、9州にいるスルタン(州元首)から互選(実質輪番)されます。

連邦議会は2院制で、上院は定数70、任期3年で、44人は首相の勧告により国王が任命、26人は州議会が指名します。下院は任期5年(解散あり)で、小選挙区制による直接選挙です。下院が首相選出、予算、法案審議などで優越し、首相には下院議員が就きます。

1957年の独立以来、マレー系の支持を受けた与党連合が政権を担い、経済発展に大きく寄与してきました。基本政策として、経済的に豊かな中国系とマレー系との格差解消などを目的に、「土地の子政策」を採っています。仕事の発注、企業設立や租税、金融利子、国債購入、公務員の採用、国立大学の入学など、広くマレー系が優遇されています。この政策を進めたのが、ルック・イーストで有名な、当時のマハティール首相です。

### 野党連合の伸長・二大政党連合制

中国系、インド系政党も与党連合に参加していますが、優遇策に対する反発は強まり、マレー系でも都市部と農村部の格差などが生じています。世論への影響力が大きいテレビや新聞などは政府にコントロールされていますが、近年、都市部や若年層を中心にソーシャルネットワークを通じて情報が伝わるようになり、各種社会運動が広がりました。2008年3月に行われた前回総選挙では、与党連合

が議席を大幅に減らしました。今回総選挙では、野党連合が勝利するかもと報じられ、実際、得票率では野党連合が若干上回り、議席数は前回より7増やして89とし、与党連合は7減らして133としました。

与党連合には10以上の政党が、野党連合は3政党が参加しています。その他の政党、無所属候補も立候補していますが当選できず、二大政党連合制とも言われます。

### 選挙制度

得票率と議席数に乖離があるのは、マレー系が多く住む農村部に議席が多く配分されていることなど、与党連合に有利になっているからです。このため選挙制度改革を求める「ブルシ運動」が活発です。

選挙権は満21歳以上の市民権を有する者に与えられますが、有権者登録が必要です。被選挙権は上院が満30歳以上、下院と州議会が満21歳以上の市民権を有する者にあります。選挙運動期間は最低7日間です。今回は、4月3日にナジブ首相が下院を解散し、20日に立候補届出が行われ、選挙戦が開始しました。各陣営はフェイスブックなども使って白熱した運動を繰り広げました。

以前から不正選挙が取りざたされ、今回も海外からの選挙監視団を受け入れましたが、期日前投票を済ませた人の指に付ける「消せないインク」が、水で洗っただけで消えたなどと報じられました。野党連合は不正があったとして選挙結果を受け入れず、大規模な抗議集会が開かれました。

\*

与党連合の中国系政党は議席を半減させ、入閣を辞退しました。野党連合では、イスラム教の厳格化を求めるマレー系政党が議席を減らしました。ナジブ首相が引き続き政権を担いますが、与党連合の議席がかつてなく少ない上、中国系の支持が得られず、都市部マレー系の支持も低下するなど、前途多難な再出発となりました。



## オランダの「民主的」シティズンシップ教育 その理念と背景



オランダ教育・社会研究家 リヒテルズ 直子

### ..... 広い意味でのシティズンシップ教育・ 狭い意味でのシティズンシップ教育

近代の公教育が目指していたものとは、元来、フランス市民革命によって王政が倒れた後に、民主的な国家社会に向けて次世代を担う、自立して考える「市民」を形成していくことにほかなりませんでした。そういう広い意味で、シティズンシップ教育とは、学校教育が目指す目的そのものであるとも言えます。

しかし現実には、先進産業化社会における学校教育は、その始まり以来、長い年月にわたって産業化社会のための道具として使われ、それが、自由意思を持った自立した市民を育てるといった目的の達成を阻む原因ともなってきました。親たちは、学校を、自分の子どもがやがて高い収入を保障される職業に就くための手段と考え、国は、公教育を、技術革新の先端となる戦力と工場の歯車・企業戦士となって働く労働者の育成の手段と考えたからです。

この傾向は、近年、産業および経済競争のグローバル化に伴ってますます強まり、その結果、学校は、急速に、人間社会や環境に対する責任意識が薄い、競争指向で共生意識の少ない人材を生む場と化していきました。

その意味で、このところ、先進経済諸国の教育現場で注目されてきている狭い意味での（教科やプログラムとして行われるようになった）シティズンシップ教育は、公教育が社会にもたらした不幸な事態を解決するために、学校自身が本来の意味を問い直さざるを得なくなった結果として生まれてきたもの、とも言えます。

本連載では、はじめに、オランダで最近義務化された、この「狭い」意味でのシティズンシップ教育について取り上げ、続いて、伝統的に行われてきたものも含め、学校教育全体に及ぶ「広

い」意味でのシティズンシップに視点を移していきたいと思います。

### ..... 義務化の背景：異文化交流をめぐる 個人主義の浸透と価値観の多様化

オランダで、狭い意味でのシティズンシップ教育が初等・中等教育を通して義務化されることとなったのは2006年です。その背景には、ヨーロッパの国々にある程度共通した、大きく2つに分けられる社会事情がありました。それは、先進産業社会に広範に見られる〈エゴイズムや無関心の蔓延〉と、特に外国人の流入による異文化共存社会での〈倫理観・価値観の多様化〉という事情です。

オランダでは、60年代後半から70年代にかけて、キリスト教倫理観に根差した古いタブーを打ち破り、女性解放運動や障がい者の権利運動など、機会均等や平等を求める市民運動が活発となり、その結果、人々の意識が急速に個人主義化していきました。それは、生き方の選択肢が増え、多様性を受容する社会を生むことにつながりました。同時に、他者に対する無関心、自分さえよければよいという、エゴイズムの蔓延という裏の側面も持っていました。また、この時期、好況期の人手不足を補うために流入してきた非西洋社会からの外国人、とりわけイスラム教的倫理観を背景とした移民たちの流入により、「人権」意識の基盤である西洋的市民意識を必ずしも共有していない人々が人口に占める割合が増え、その結果、価値観の多様化が急速に進みました。

これは、とりわけ第1の事情、すなわち、エゴイズムの蔓延を背景にして起こったために、他者の価値観への無関心、さらには、その背景にある文化を理解しようとする意欲のない人々が増大するという結果を招きます。それを象徴

するかのように、2004年「言論の自由」を主張してイスラム教徒の女性蔑視をテーマにした短編映画を作ったオランダ人映画監督が、急進的なイスラム系移民の若者に暗殺されるという事件が起きています。この事件は、オランダの学校に（狭い意味での）シティズンシップ教育を義務づける引き金ともなった事件でした。

## ..... [「民主的」シティズンシップが意味するもの

ところで、オランダの学校に義務づけられたシティズンシップ教育は、「民主的」シティズンシップと呼ばれるものです。ここでの「民主的」とは何を意味しているのでしょうか。

オランダのシティズンシップ教育の研究者らは、よく、シティズンシップの概念を3つに分けて議論します。それは、①個人の責任（秩序の維持や法の遵守）、②社会参加、③社会的正義の実現、の3つです。ホームレスの問題を例に取れば、①「個人の責任」は、ホームレスの人々に支援物資を送ること、②「社会参加」は、ホームレスの人たちの支援活動に参加すること、③「社会的正義」は、なぜここにホームレスの人たちがいるのかと社会の現状について批判的に思考すること、となります。

しかし、ここで見方を変えて、隣国との紛争が起きた場合を考えてみるとどうでしょうか。自国において、①「個人の責任」として政府が取る軍事政策を支持すること、②「社会参加」として徴兵制により軍事行動に参加することは、国が、国民にシティズンシップとして義務づけてくることがありうるのです。つまり、シティズンシップは、民主的国家に限らず、独裁制においても求められる行為なのです。唯一、このシティズンシップが「民主的」なものとして教えられるためには、③「社会的正義」の立場から、自分は、自らの自由意思に照らして、軍事行動に参画しないという決断をするなど、個人として自由な選択が認められるものでなければなりません。

その意味で、オランダの学校で現在進められている「民主的」シティズンシップ教育は、究極的に、個人の責任や社会参加だけにとどまら

ず、さらにその上に、1人ひとりの子どもが自分の独立の自由意思に照らして「社会的正義」を実践でき、また他者の自由意思をも受け容れる「市民」になることを目指しています。

## ..... 民主的社会的価値意識

義務化とはいうものの、オランダには1917年以来憲法で制定された「教育の自由」の伝統があり、学校と教員にきわめて高い自由裁量権が認められています。そのため、オランダの教育文化科学省は、「民主的」シティズンシップ教育のために、何か特定の指導要領や教科書やプログラムを強制することはできません。

しかし、「民主的な法治国家の基本的な価値意識」として、各学校に対して、7つの項目を明示し、生徒たちに教えられるべき最低限の原則をあげています。各学校は、独自のやり方で、生徒たちがこれらの原則を身につけるように指導するのです。

7項目とは、①表現の自由（他者の意見に反対意見を言ってよいということ）、②平等（自分とは異なる考え方や習慣を持つ人たちを価値が低いとみなしてはならないこと）、③他人への理解（他者または他集団が、何らかの特定の考え方や習慣を持つ理由を理解すること）、④寛容（他者の行動や意見は、たとえ自分が同意できなくても受容すること）、⑤自律（誰もが自分はどういう人になりたいのか、どんな生涯を送りたいかについて自分で決められること）、⑥不寛容の拒絶（誰もが1人ひとり自分の意見を持ち行動することを認める必要はないとする態度を拒絶すること）、⑦差別の拒絶（他者や他集団を蔑視したり社会に受け入れる必要がないとしたりする態度を拒絶すること）です。

りひてるず なおこ 1955年生まれ。九州大学大学院博士課程修了（教育学・社会学）。81～96年マレーシア（留学）、ケニア、コスタリカ、ボリビアに在住後、96年よりオランダに在住して現地教育・社会事情を自主研究。執筆・講演活動のほか、日本からの視察・研修を補佐・指導。著書に『オランダの教育』（平凡社、2004年）、『祖国よ、安心と幸せの国となれ』（ほんの木、2011年）ほか多数。

## 議会と政党

高知大学人文学部准教授 上神 貴佳



『政治学』\*の第6章では、主に戦後の日本政治を事例として、議会と政党の機能やタイプを分かりやすく説明し、意義の評価を試みている。その成否については、本書を手に取り判断していただくとして、専門家ならずとも、議会と政党を1つの章で扱ってしまおうという試みを大胆に過ぎると思われるかもしれない。もちろん、このような構成になっていることには、紙幅の関係など、いろいろな事情がある。しかし、ひとまとめにしてしまうことに学問的な理由がないわけではないのである。

結論から述べると、議会政治は政党政治なくしては成り立たない。議会は合議制の機関であり、最終的には多数決によって意思決定を行う。しかし、ばらばらの議員による多数決だけではものごとを決められない場合があるのである。アメリカの政治学者であるジョン・オルドリッチの議論によると、直感的には、次のように説明できる。X、Y、Zという3つの政策があり、どれを採用するのか多数決で決めるとしよう。その場合、XとYの多数決ならばY、YとZならばZ、ZとXならばX、XとYならばY……というように、多数決の結果が変わっていつてしまうことがある。これを多数決の循環（投票のパラドックス）という。多数決の循環が起きると、議会としての意思決定ができなくなってしまう。

こうした不都合を避けるためには、議員たちは意見の合いそうな者同士で集団を作って、共通の意思表示を行うとよいとされている。例えば、3人の議員しかいない仮想的な議会の場合、議員aと議員bは政策Xで結束するとしよう。この場合、多数決の結果は常にXとなる。この安定的な議員の連合が、議会の中における政党である。

とはいえ、このような概略の説明では読者諸賢に納得していただけないであろう。そこで、議会における安定的な連合としての政党が必要

になるメカニズムについて、ちょっとした頭の体操を試みたい。以下では、話を単純にするために、議員a、議員b、議員cから構成される議会が多数決ルールで外交政策と財政政策を決定する場合を想定する。

## 外交政策

まず、外交政策の決定について考えてみよう。政策の選択肢は、アメリカと仲良くする（親米）、中国と仲良くする（親中）、どちらにもつかない（中立）という3つとする。この場合、議員a、b、cの外交政策に対する好みの順序を以下のように想定してみよう。

議員a：親米 > 親中 > 中立  
 議員b：中立 > 親米 > 親中  
 議員c：親中 > 中立 > 親米

議員aを例に好みの順序を説明すると、「親米 > 親中」は「親米政策の方が親中政策より好ましい」、「親中 > 中立」は「親中政策の方が中立政策より好ましい」という意味である。議員aは「親米 > 中立」でもあるから、「親米政策の方が中立政策より好ましい」ともいえる。議員bと議員cも同じように解釈してもらえれば結構である。

このような議員たちが外交政策の選択肢をペア1組ずつ、多数決で決定するとしよう。その場合、議決の結果は次のようになる。

- 1回目 親米と親中の多数決：議員aと議員bの賛成で親米
- 2回目 親米と中立の多数決：議員bと議員cの賛成で中立
- 3回目 中立と親中の多数決：議員aと議員cの賛成で親中
- 4回目 親中と親米の多数決：議員aと議員bの賛成で親米……多数派の循環！

最初の多数決は「親米か親中か」の決定としよう。議員aと議員bの賛成により、親米政策に決まる。次に、「親米と中立」のどちらにするか、多数決を行う。すると、議員bと議員cの賛成により、中立政策に決まる。さらに、「中立と親中」のどちらにするか、多数決を行うと、議員aと議員cの賛成により、親中政策となるのである。しかし、親米と親中では親米と決まったはずである。というように、多数派が入れ替わっていき、永遠に決定できないことが分かる。

## ■ 財政政策

次に、財政政策についても同様に考えてみよう。政策の選択肢は、増税、予算の削減、現状維持の3つとしよう。議員a、b、cの予算に対する好みの順序は次のとおりである。

議員a：削減 > 増税 > 維持  
議員b：維持 > 削減 > 増税  
議員c：増税 > 維持 > 削減

外交政策と同じように、好みの順序を解釈していただきたい。議員aにとって、予算の削減の方が増税より好ましく、増税の方が現状維持より好ましい、という意味であり、何らかの手段で財政再建を求める立場といえる。

外交政策と同じく、財政政策についても3名の議員で多数決を行う。すると……

- 1回目 増税と削減の多数決：議員aと議員bの賛成で削減
- 2回目 削減と維持の多数決：議員bと議員cの賛成で維持
- 3回目 維持と増税の多数決：議員aと議員cの賛成で増税
- 4回目 増税と削減の多数決：議員aと議員bの賛成で削減……多数派の循環！

外交政策と同じような設定であるから、こちらでも多数決が循環し、議決の結果は定まらない。外交も予算も決まらないのでは、政治は機能しないも同然である。どうすればよいのであろうか。

## ■ 安定した連合としての政党

争点ごとに多数決が循環して決定できない事

態を避けるため、議員aとbは「親米・予算の削減」という「右」寄りの原則に立つ政党を形成するとしてしよう。(たとえば、大臣ポストの提供を見返りに) 議員bが議員aに妥協したのである。この場合、多数決の結果は次のようになる。

- 1回目 親米と親中の多数決：議員aと議員bの連合の賛成で親米
- 2回目 親米と中立の多数決：議員aと議員bの連合の賛成で親米……親米に決定
  
- 1回目 増税と削減の多数決：議員aと議員bの連合の賛成で削減
- 2回目 削減と維持の多数決：議員aと議員bの連合の賛成で削減……削減に決定

このように、外交政策は親米、財政政策は予算の削減という政党の方針で決まる。もはや、多数決は循環しない。外交と予算という国政に関する重要政策について、特定の原則に立って結束した議員からなる政党のイメージである。このイメージは、18世紀イギリスの思想家であり、政治家でもあったE.バークによる次の有名な言葉と見事に重なる。

「政党とは、その連帯した努力により彼ら全員の間で一致している或る特定の原理にもとづいて、国家利益の促進のために統合する人間集団のことである」(中野好之訳『現代の不满の原因を論ず』1770年)

議会政治の揺籃期において、私的利益を追求する議員の群れと区別することにより、バークは政党を擁護したのであった。

現代日本においても、政党に寄せられる視線は厳しいが、政党は議会政治に欠かせない存在である。むしろ我々が問うべきは、政党が定義する「国益」の中身と「団結」の程度ということになるだろう。

うえかみ たかよし 1973年生まれ。東京大学社会科学研究所助手など経て2008年から現職。専門は現代日本政治論、政治制度・政党研究。著書に『政党政治と不均一な選挙制度—国政・地方政治・党首選出過程』(東京大学出版会、2013年)、『民主党の組織と政策—結党から政権交代まで』(共編著、東洋経済新報社、2011年)など。

# 選挙に関する有権者の意識調査

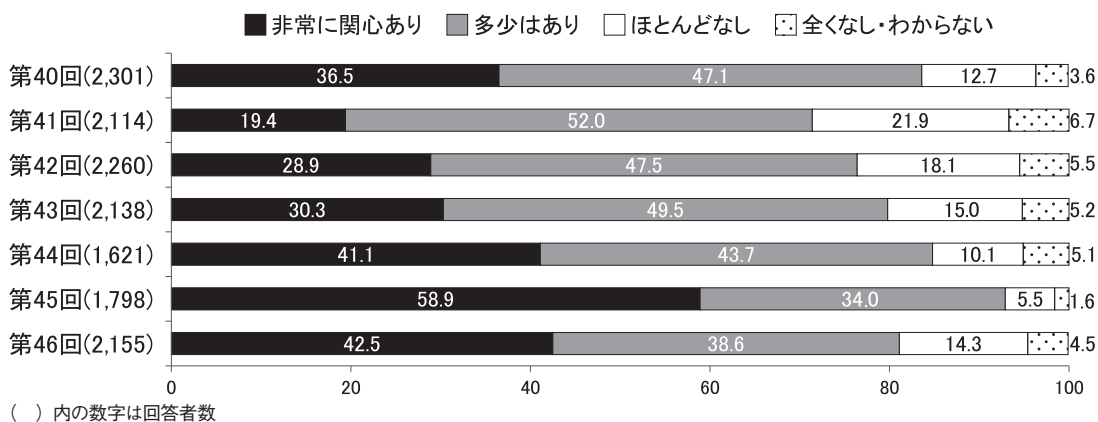
明るい選挙推進協会が実施した、第46回衆院選時（平成24年12月）における有権者の意識調査結果から一部を紹介します。調査対象者は全国の満20歳以上の男女3,000人を無作為に抽出しました。

平成17年の個人情報保護法の施行以降、調査の回収率は、それまでの回収率より約10ポイント下がってきており、このため、今回は調査方法を面接調査法から郵送調査法に変えて実施しました。その結果、直近の調査の回収率より約10ポイント高く、平成17年以前の回収率に近い、71.8%となりました。

## 1 選挙関心度

「昨年12月の衆院選について、あなた自身は、どれくらい関心がありましたか」

調査回答者の42.5%が「非常に関心があった」、38.6%が「多少は関心があった」、14.3%が「ほとんど関心がなかった」、4.5%が「全く関心がなかった、わからない」と回答しており、大多数の回答者は関心があったことがわかる。しかし、過去の調査と比較して見ると、「非常に関心があった」割合は、前々回（第44回）より多いが、政権交代選挙となった前回より16.4ポイント減少している。

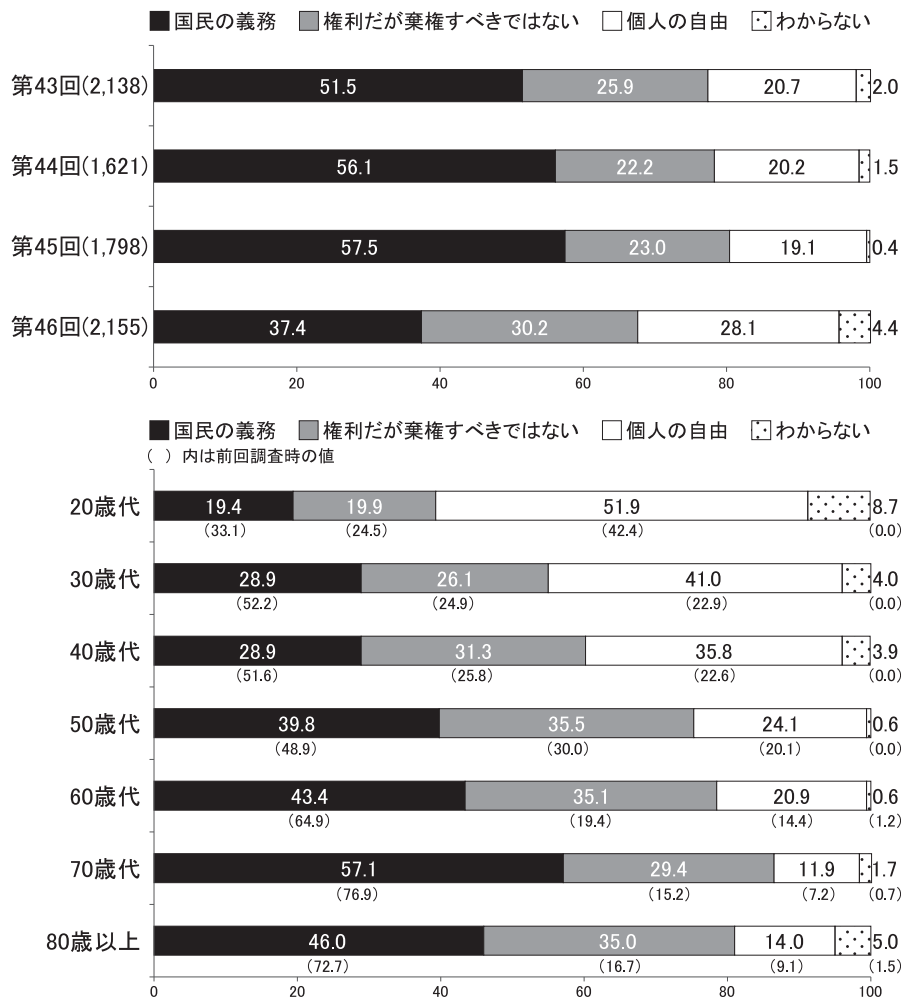


## 2 投票に対する意識

「あなたはふだん、選挙の投票について、この中のどれに近い考えをもっていますか」

今回は37.4%が「投票することは国民の義務である」、30.2%が「投票することは、国民の権利であるが、棄権すべきではない」、28.1%が「投票する、しないは個人の自由である」、4.4%が「わからない」と回答した。これまでの調査結果と比べると、今回の調査結果は大きく様相が異なっている。過去の調査では半数以上の人々が「国民の義務」を選択していたが、今回は前回から20.1ポイント減少し、過去最低となっている。反対に「個人の自由」が大きく伸びている（前回19.1%→今回28.1%）。

これを年代別に見ると、年代を追うごとに「国民の義務」という意識が上昇し（20歳代は19.4%、70歳代は57.1%）、一方、若い人ほど、「個人の自由」という意識が高く（20歳代は51.9%、70歳代は11.9%）、選挙に対する意識が、年代によって大きく異なっている。



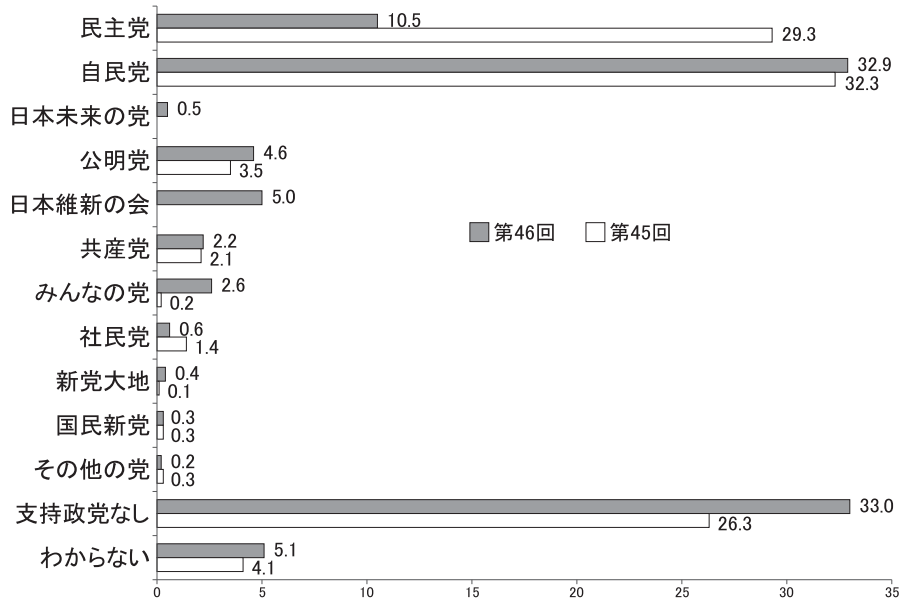


### 3 支持する政党の有無

「あなたは、ふだん何党を支持していらっしゃいますか」

今回、最も支持を得たのは32.9%の自民党、次いで10.5%の民主党であった。

自民党は、政権を奪われた前回衆院選時とほぼ同じであったが、民主党は18.8ポイント減少している。今回の衆院選から加わった日本維新の会、日本未来の党はそれぞれ5.0%、0.5%で、日本維新の会は公明党支持(4.6%)を上回った。「支持政党なし」は前回の26.3%から6.7ポイント増加し、33.0%であった。

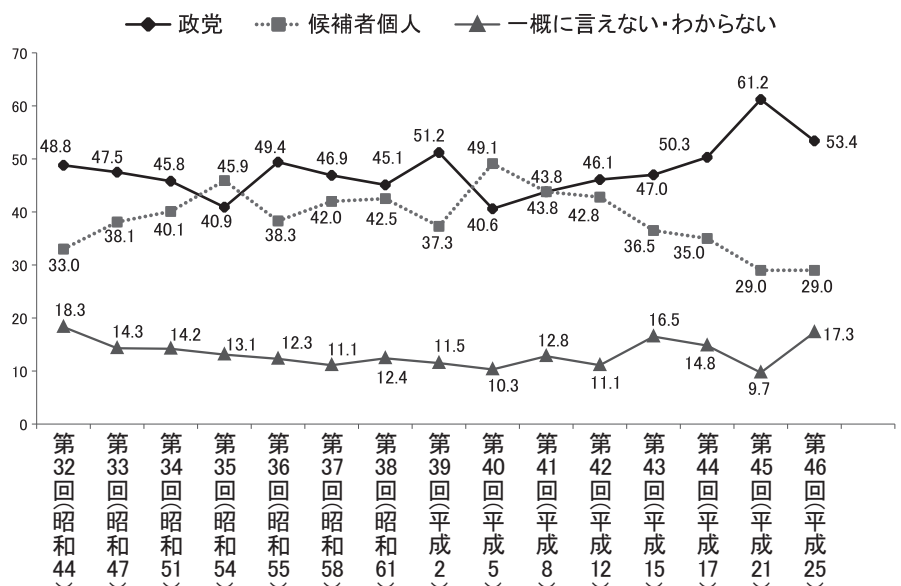


### 4 政党か候補者か

「あなたは小選挙区選挙で、政党の方を重くみて投票しましたか、それとも候補者個人を重くみて投票しましたか」

今回、「投票に行った」と回答した人の中で53.4%が「政党を重くみて」、29.0%が「候補者個人を重くみて」、17.3%が「一概に言えない・わからない」と答えている。

過去の結果と比較すると、小選挙区比例代表並立制が導入された第41回衆院選以来、「政党を重くみて」が徐々に増加し、前は過去最高の61.2%であったが、今回は53.4%と7.8ポイント減少した。「候補者個人を重くみて」は徐々に減少してきたが、今回は前回と変わらず29.0%であった。



### 5 考慮した問題

「昨年12月の衆院選では、どのような問題を考慮しましたか」

今回、最も考慮された問題は、「景気対策」の62.0%であった。この選択肢は前回までは「景気・雇用」としており、今回は「景気対策」と「雇用対策」に分けたが、それでも第一位になった。以下、「年金」の43.2%、「医療・介護」の41.3%、「消費増税」の38.8%（前回までは税金問題）と続く。順位や選択率に差はあるものの、過去の調査においてもこれらは上位5位以内に入っている。

今回は、前回5位の少子化対策、6位の教育問題に変わり、新たな選択肢「震災からの復興」、「原発・資源エネルギー」が、それぞれ35.6%、32.3%の選択率で加わった。また前回、17位の防衛問題・18位の国際・外交問題を合わせた選択肢「外交・防衛」が8位となっている。

	第44回(1,347)	第45回(1,568)	第46回(2,155)
1	年金問題 58.6	景気・雇用 64.3	景気対策 62.0
2	福祉・医療 46.4	年金問題 64.1	年金 43.2
3	郵政民営化 46.3	医療・介護 59.8	医療・介護 41.3
4	税金問題 35.2	税金問題 36.5	消費増税 38.8
5	景気・雇用 32.8	少子化対策 32.4	震災からの復興 35.6
6	教育問題 16.6	教育問題 31.3	原発・資源エネルギー 32.3
7	財政再建 16.2	環境問題 25.4	雇用対策 29.7
8	行政改革 11.8	財政再建 25.3	外交・防衛 27.4
9	政権のあり方 11.4	所得格差 25.1	子育て・教育 26.7
10	構造改革 9.5	物価 24.4	TPPへの参加 17.4
11	環境・公害問題 8.7	政権のあり方 23.5	行政改革 13.6
12	政治倫理・政治改革 8.2	行政改革 19.1	防災対策 13.3
13	憲法問題 8.2	政治資金問題 16.5	憲法改正 11.1
14	防衛問題 8.2	災害対策 15.8	治安対策 7.1
15	国際・外交問題 8.2	中小企業対策 15.8	選挙・政治資金制度 6.7
16	中小企業対策 5.4	地方分権 14.1	地方分権 6.1
17	政策は考えなかった 4.6	防衛問題 12.6	わからない 4.1
18	農林漁業対策 4.6	国際・外交問題 12.2	社会資本整備 2.9
19	地方分権 4.1	治安対策 11.0	NA 1.3
20	土地・住宅問題 2.7	農林漁業対策 9.6	その他 1.0
21	その他 0.8	憲法問題 7.8	
22		土地・住宅問題 6.4	
23		政策は考えなかった 1.7	
24		その他 1.2	

## 6 生活と政治への満足度

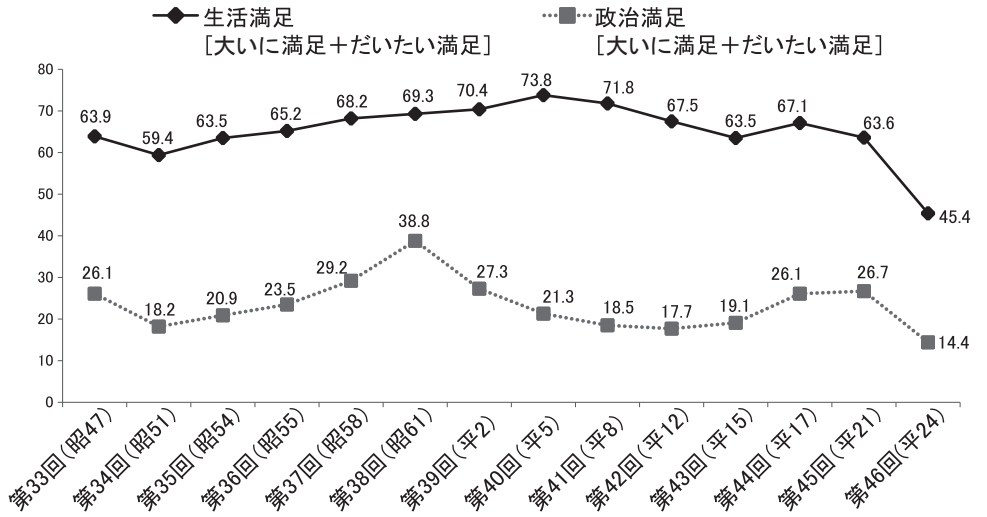
「あなたは、現在のご自分の生活にどの程度満足していますか」

「あなたは、現在の政治に対してどの程度満足していますか」

生活と政治に対する満足度について、これまでの全ての調査で生活満足度は政治満足度よりも高くなっている。

過去の数値と比較してみると、今回の調査では、生活に対して「大いに満足している」と「だいたい満足している」を合算すると45.4%となり、前回（63.6%）より18.2ポイント減で過去最低の値となった。

一方、政治については「大いに満足している」と「だいたい満足している」を合算すると14.4%で、こちらも前回（26.7%）より12.3ポイントと大幅に下降し、過去最低となった。



## 7 選挙啓発媒体への接触

「昨年12月の衆院選で総務省や都道府県・市区町村の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等が「投票に参加しましょう」という呼びかけを行いました。この中で見たか聞いたかしたものがありましたか」

今回の衆院選で有権者はどのような媒体に触れたのか、年代ごとにまとめた。選択率の高い媒体は、「テレビスポット広告」(46.9%)、「新聞広告」(43.3%)、「国や都道府県、市区町村の広報紙」(28.2%)、「都道府県、市区町村などの広報車」(20.6%)、「啓発ポスター」(15.3%)、「立看板、広告塔、アドバルーン等」(12.9%)、「交通広告」(11.3%)が挙げられる。

次にこれらの媒体の接触状況を、投票率の低い20-30歳代と高い60歳以上で対比して見ると、ほとんどの媒体で60歳以上が20-30歳代を上回っており、特に新聞広告、広報紙などの活字媒体は、その差が大きい。20-30歳代の方が接触率の高い媒体は、インターネット上での広告(20-30歳代7.8%、60歳以上2.8%)、交通広告(20-30歳代13.1%、60歳以上11.0%)などが挙げられる。

	全体	20-30歳代	40-50歳代	60歳以上
テレビスポット広告	46.9	36.5	44.9	55.2
新聞広告	43.3	23.0	39.9	59.1
国や都道府県、市区町村の広報紙	28.2	13.3	21.2	43.4
都道府県・市区町村などの広報車	20.6	10.4	18.5	28.9
啓発ポスター	15.3	15.4	15.7	15.3
立看板、広告塔、たれ幕、アドバルーン	12.9	8.3	11.0	17.3
交通広告(車内・駅・バス)	11.3	13.1	10.6	11.0
ラジオスポット広告	8.1	8.0	8.3	8.2
街頭・イベントなどでの啓発キャンペーン	7.3	7.8	6.9	7.5
啓発物(ポケットティッシュ、花の種など)	6.3	5.6	4.5	8.2
インターネット上での広告・ホームページ	4.4	7.8	3.9	2.8
雑誌広告(フリーペーパーを含む)	3.9	4.4	4.2	3.3
ショッピングセンター、遊園地などでのアナウンス	3.0	3.5	2.5	2.8
電光掲示板、大型映像広告	1.9	2.2	1.6	2.0
有線放送	1.8	0.7	1.3	2.8
銀行などのATM	1.5	1.3	1.3	1.8
コンビニのレジ画面	1.5	2.0	1.8	0.9

## 8 インターネットによる選挙運動を解禁すべきか

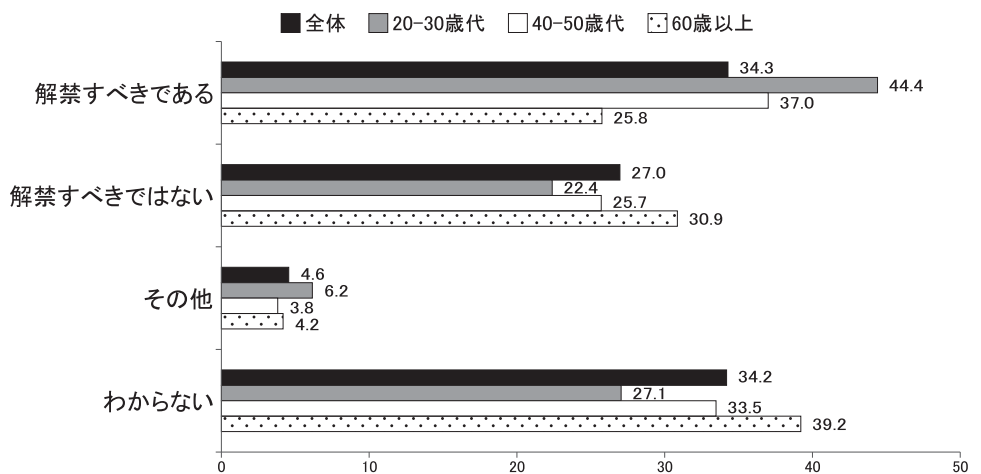
「インターネットによる選挙運動を解禁すべきだ」という動きがありますが、このことについて、あなたのお考えは次の中でどれに最も近いですか」

インターネットを使った選挙運動を解禁する改正公選法は4月19日に成立しているが、本調査は法改正前の3月に実施しており、よって回答結果はその時点のものであることに留意いただきたい。

今回の調査では、全体の34.3%が「解禁すべき」、27.0%が「解禁すべきではない」、34.2%が「わからない」と回答している。

年代別に見ると、「解禁すべき」は20-30歳代の44.4%から年代を追うごとに低下し、反対に「解禁すべきではない」は、年代が上がるごとに増加している。「わからない」と回答した者は、60歳以上が39.2%、40-50歳代が33.5%、20-30歳代が27.1%と年代が下がるほど低くなる。

20-30歳代は44.4%が「解禁すべき」としているが、「解禁すべきではない」、「わからない」と回答した者をあわせると49.5%にのぼる。



## ■ 選挙啓発事務担当者研修会を開催しました

協会では、6月6日に津田ホール(東京都渋谷区)において、都道府県・指定都市の選挙管理委員会の啓発事務担当者を対象とする研修会を開催し、約70人が参加しました。総務省選挙部からの講演のほか、事例発表として、福島県選管から学校教育と連携した常時啓発事業について、横浜市選管から大学生による若年層向け選挙啓発事業の提案について、報告していただきました。協会からは25年度事業の説明等を行いました。

## ■ スマートフォンでめいすいくんと記念撮影

7月に実施される第23回参院選の啓発事業の一つとして「スマートフォンでめいすいくんと記念撮影」を実施します。スマートフォンの専用アプリを用いて投票所付近でめいすいくんと記念撮影ができるようにすることで、投票所への誘因策となることを狙っています。

詳細は別途、協会ウェブサイトでお知らせします。

## ■ 藍綬褒章

平成25年春の褒章で、明るい選挙推進運動に長年尽力されてこられた方々が、藍綬褒章を授与されました。

氏名	職名
伊藤 房子	潟上市明るい選挙推進協議会会長(秋田県)
田口 義寛	横手市明るい選挙推進協議会推進員(秋田県)
高橋 忠	新潟県明るい選挙推進協議会委員
豊田 恭子	宝塚市明るい選挙推進協議会委員(兵庫県)
西山 京子	山口市明るい選挙推進協議会副会長(山口県)



## ■ 明るい選挙推進ハンドブック

明るい選挙推進運動の歴史や全国各地の明るい選挙推進運動の活動概要、衆・参・統一選の投票率の推移や年齢別投票率等のデータ等々を掲載した「明るい選挙推進ハンドブック」の内容を更新し、協会ウェブサイトにて、PDFにて公開しました。

## ■ めいすいくんグッズ新作登場

協会では、この度新しくタオルハンカチと、鍵に取り付けるキーキャップを、そして、新しいデザインのメモ帳を作成しました。その他、ルーペ付しおりやクリアファイル、マグネット等も販売しております。啓発グッズとしてご利用いただけますようお願いいたします。詳細は協会までお問い合わせください。



タオルハンカチ(200×200mm)



キーキャップ



新デザインのメモ帳(表・裏)

## 表紙ポスターの紹介

◆平成24年度明るい選挙啓発ポスターコンクール  
文部科学大臣・総務大臣賞作品

阿部 杏子さん 愛媛県立松山南高等学校低部分校3年生(受賞時)

ひがしら まさひと  
東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

昔の看板を見るような、どこか懐かしい気持ちにさせてくれる作品です。矢印の先にあるであろう投票所にリズムに乗ってなんとも楽しそうに行く人たちが、見る人たちに投票を呼びかけます。

## 編集後記

●特集テーマは参議院選挙です。今回参院選の意義、ネット選挙運動解禁の効果などについて、6人の方にご執筆いただきました。あわせて、協会が6月6日に東京で開催した「明るい選挙参院選全国フォーラム」についても概要を報告します。この参院選は、3年ぶりに復帰した安倍政権をどう評価するのか、憲法改正、特に第96条改正をどう考えるのか等が問われています。加えて、解禁されたネット選挙運動が、どのように選挙を変化させるのかが注目されています。巻頭言で佐々木毅当協会会長は、憲法改正問題を、一票の格差及び低投票率との関連性で問題提起しています。

●昨年12月に行われた衆院選に関して、協会が実施した意識調査の結果の要点を報告します。今回は郵送調査方法を採用しましたが、回収率は71.8%に回復しました。調査結果の概要につきましては、近々の内に当協会ウェブサイトにもアップしますのでご覧ください。

●海外のシティズンシップ教育は、オランダシリーズ(全6回)の連載開始です。オランダ在住のリヒテルズ直子さんをお願いしました。オランダのシティズンシップには「民主的」という冠が付けられ、「社会的正義の実現」がキーポイントのようです。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780  
〈ホームページ〉 <http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉 [akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp](mailto:akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp)

編集協力 ●株式会社 公職研



# 豊かな街づくりに 役立つ宝くじ。

宝くじの収益金は、図書館や  
動物園、学校や公園の整備を  
はじめ、少子高齢化対策や  
災害に強い街づくりまで、  
いろいろなかたちで、みなさまの  
暮らしに役立てられています。



財団法人 **日本宝くじ協会**

財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する  
事業への助成を行っています。 **日本宝くじ協会ホームページ** <http://jla-takarakuji.or.jp/>

